

## 第6部

第6期障害福祉計画・  
第2期障害児福祉計画  
（重点目標・サービス見込量など）



# 1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

## (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県が地域の実情等に基づき策定するもので、本計画は第6期にあたります。

障害児福祉計画は、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県が地域の実情等に基づき策定するもので、本計画は第2期にあたります。

計画期間は、共に、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年計画となっています。

## (2) 計画の内容

### ■重点的に取り組む目標

令和5(2023)年度までに重点的に取り組む目標とその考え方、目標達成のための方策等について定めます。この目標設定にあたっては、国の基本指針を参考に、これまでの実績などの地域の実情等を踏まえて設定しています。

- 目標1 福祉施設から地域生活への移行
- 目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 目標3 地域生活支援拠点の確保及び機能の充実
- 目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 目標5 障害児支援の提供体制の整備等
- 目標6 相談支援体制の充実・強化
- 目標7 障害福祉サービス等の質の向上

### ■障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づくサービスについて、各サービスの概要と、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの各年度における見込量などを定めます。

### ■児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法に基づくサービスについて、各サービスの概要と、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの各年度における見込量などを定めます。

### ■地域生活支援事業に関する事項

地域生活支援事業について、各事業の概要と、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの各年度における見込量などを定めます。

## 2 重点的に取り組む目標

### 目標1 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある方について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

#### これまでの進捗状況

##### 【目標と実績】

##### ①入所施設から地域生活への移行者数

令和2(2020)年度末 までの目標	令和元(2019)年度末 までの実績	令和元(2019)年度末 までの進捗率
45人	8人	18%

##### ②施設入所者の削減

見込まない(0人)

##### 【目標設定の考え方】

○目標①については、平成28(2016)年度末時点の施設入所者数497人のうち、9%(国の指針に基づく割合)の45人と設定しました。

○目標②については、本市の入所施設の定員数が少ないことなどを鑑み、現状の水準を維持する(削減は見込まない)こととしました。

##### 【進捗状況】

○令和元(2019)年度までの実績は目標値を大きく下回りましたが、この実績値は平成28(2016)年度末時点の施設入所者に対象を限定して算出しており、それ以降の新たな施設入所者に関する実績が含まれていません。なお、平成29(2017)年度以降の新たな施設入所者も含めた実績値(令和元(2019)年度末時点)は35人(進捗率78%)となります。

○入所施設からの地域移行を進めるため、地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所事業所等)の整備を行うとともに、グループホームの一時的な体験利用の機会を提供する障害者地域生活体験事業を実施しています。

また、入所施設やグループホーム、通所事業所等の従事者の質の向上に向け、平成29(2017)年度より、強度行動障害支援者養成研修(基礎編)を実施しています。

○地域移行を進めるにあたっては、入所者本人の意思を最大限尊重する必要があり、また、施設入所者のうち高齢者の割合が増加していることや、長期入所者がいることなどから、入所施設からの地域移行を進めることは非常に難しい課題となっています。

## 令和5(2023)年度までの目標

## ■目標

項目	数値	算出方法
令和元(2019)年度末時点の入所者数(A)	508人	
【目標①】(B) 入所施設から地域生活への移行者数 (令和5(2023)年度末まで)	31人	(A)の6%
令和5(2023)年度までに入所施設の利用が新たに 必要な方の見込数(C)	31人	
令和5(2023)年度末時点の入所者数(見込み)(D)	508人	(A-B+C)
【目標②】(E) 施設入所者の削減数	0人	(A-D)

## ■目標設定の考え方

○目標①については、令和元(2019)年度末時点の施設入所者数 508 人うち、6% (国の指針に基づく割合) の 31 人と設定します。

なお、この数値は、令和元(2019)年度末時点の施設入所者に限定せず、令和2(2020)年度以降の新たな施設入所者も含めて算出することとします。

※施設入所者のうち地域生活への移行が困難な方が多い状況を踏まえ、令和2(2020)年度までの未達成分は除くこととします。

○目標②については、本市の入所施設の定員数が少ないことや、障害の状況などを理由に入所施設の利用が新たに必要な方がいることなどを踏まえ、現状の水準を維持する(削減は見込まない)こととします。

(参考)

市内の入所施設：5施設・定員 300 名(令和2(2020)年4月1日現在)

※〔令和2(2020)年度末 新設予定〕1施設・定員 47 名(川崎区)

## 参考・国の指針

目標① 令和5(2023)年度末までに、令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行(令和2(2020)年度までの未達成分については上乘せ)

目標② 令和5(2023)年度末時点の施設入所者数を、令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減(令和2(2020)年度までの未達成分については上乘せ)

**目標達成のための方策**

- 障害のある方が「チャレンジ・安心・選択」できるよう、地域における重層的な支援体制の構築に向け、丁寧な意思決定支援の推進、地域相談支援や自立生活援助の促進、本人・家族・関係者の地域移行への理解促進、専門性の向上に向けた取組など、入所施設および地域生活を支えるサービス事業所と連携し、入所施設からの地域移行を強化するための様々な取組について検討します。
- 入所施設における（仮称）地域移行コーディネーターの配置や、重度障害のある方に対応できるグループホーム（日中サービス支援型、行動障害対応型など）の整備促進、地域移行に取り組む入所施設・グループホームに対する市単独加算などについて検討します。
- 行動障害や重度障害のある方に対応した、生活介護事業所等の整備を促進するための手法などについて検討します。
- 地域移行を希望する方などに対するグループホームの一時的な体験利用について、障害者地域生活体験事業を陽光ホーム（2床）において引き続き実施するとともに、その他の方法による体験機会の確保について検討します。
- 入所施設やグループホーム、通所事業所等の従事者に対し、意思決定支援に関する研修の実施や、強度行動障害支援者養成研修について既に実施している「基礎編」に加えて新たに「実践編」を実施することなどについて検討します。
- 地域自立支援協議会における部会の設置等、地域移行に向けた課題を把握・共有し、その解決に向けた取組を推進するためのネットワークの構築について検討します。
- 生活の基盤が崩れかけた方を一定期間受け入れて生活を整える「短期入所事業」を障害者支援施設（入所施設）「井田重度障害者等生活施設（桜の風）」で引き続き実施します。

## 目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### これまでの進捗状況

#### 【目標と実績】

項目		目標	実績	
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
令和2(2020)年度の 精神病床における退 院率	①入院後3か月時点	69%以上	64.5%	国統計資料待ち
	②入院後6か月時点	84%以上	80.0%	国統計資料待ち
	③入院後1年時点	90%以上	86.0%	国統計資料待ち
令和2(2020)年度末 の精神病床における 1年以上の長期入院 者数	④65歳未満	234人	290人	289人
	⑤65歳以上	401人	460人	445人
⑥川崎市地域自立支援協議会精神障害者 地域移行・地域定着支援部会の実施回数		6回/年	6回/年	6回/年

#### 【目標設定の考え方】

- 目標①～③については、過去の実績を踏まえ、国の指針と同様の水準で設定しました。
- 目標④、⑤については、過去の実績を基準に、今後10年間の政策効果による地域移行数の予測をもとに設定しました。
- 目標⑥については、平成28(2016)年度にこれまでの協議会を地域自立支援協議会の専門部会に再編していることから、国の指針で示されている「保健、医療、福祉関係者による協議の場」として位置付け、2か月に1回開催することとしました。

#### 【進捗状況】

- 目標④、⑤については目標値を超えています。平成30(2018)年度と令和元(2019)年度を比較すると、65歳未満の入院患者数は1名減少、65歳以上の入院患者は15名減少しています。診断別では、統合失調症圏が最も多く、次に認知症圏となっています。
- 市内の精神病床における入院患者の年齢構成において65歳以上の割合が半数を超えており、精神科病床(認知症専門)の増加を含め、長期在院者数の増加に影響しているものと考えられます。
- 目標⑥については、目標どおりでした。

## 令和5(2023)年度までの目標

## ■目標

	項目	目標
①	精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率 (令和5(2023)年度)	69%
②	精神病床における入院後6か月時点の退院率 (令和5(2023)年度)	86%
③	精神病床における入院後1年時点の退院率 (令和5(2023)年度)	92%
④	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満) (令和5(2023)年度末)	(65歳未満) 212人 (65歳以上) 385人
⑤	精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数(新規)	316日

※全て市内一般精神病床における数値です。

## ■目標設定の考え方

- 目標①、②、③、⑤については、過去の実績などを踏まえ、国の指針と同様の水準とします。
- 目標④については、精神保健福祉資料(厚生労働省が実施する調査)における長期入院患者数の実績などを踏まえて算出しています。

## 参考・国の指針

- 目標① 令和5(2023)年度における入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上
- 目標② 令和5(2023)年度における入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上
- 目標③ 令和5(2023)年度における入院後1年時点の退院率を92%以上
- 目標④ 令和5(2023)年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- 目標⑤ 令和5(2023)年度における精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上



## 目標達成のための方策

- 地域自立支援協議会の部会として、「精神障害者地域移行・地域定着支援部会」を開催し、精神障害者の退院促進に向けた取組について、市内外の精神科病院や地域の障害者相談支援センターなどの支援機関等と協議します。
- 同部会のワーキンググループにおいて、ピアサポーターの協働・活動体制について検討を進めます。
- 精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業を実施し、精神障害者の退院促進及び地域定着のための取組を推進します。
- 精神障害者地域移行・地域定着支援従事者研修を実施し、精神障害者の地域移行に向けた支援を行うための人材の確保に努めます。
- 井田地域生活支援センター及び精神保健福祉センターにおいて、市外病院に入院している方の地域移行に向けた支援を実施します。
- 北部地区、中部地区をモデル圏域として、重層的な地域支援連携体制の構築に向けた取組を推進します。
- 精神障害のある方に対する相談支援事業者の活動を技術的に支援する仕組みを検討します。

### 目標3 地域生活支援拠点の確保及び機能の充実

障害のある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。

国においては、障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

本市においては、上記①～⑤の機能を「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の併用により整備しており、「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点として、生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市独自の取組である障害者生活支援・地域交流事業などを一体的に実施しています。

#### これまでの進捗状況

##### 【目標と実績】

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
目標	2か所	2か所	3か所
実績	2か所	2か所	3か所

##### 【目標設定の考え方】

○国の指針では、地域生活支援拠点等を「令和2(2020)年度末までに少なくとも1つを整備」となっていますが、本市には既存の拠点施設として、「まじわーる宮前」及び「かわさき障害者福祉施設たじま」の2か所があることや、令和2(2020)年度において中原区に「なかはら障害者福祉施設ひらま」が新設予定であったことなどを踏まえ、上記の目標を設定しました。

##### 【進捗状況】

○計画的に整備を進めており、目標どおりの施設数を確保しました。

## 令和5(2023)年度までの目標

## ■ 目標

	項目	目標
①	地域生活支援拠点の確保（令和5(2023)年度末）	5か所
②	地域生活支援拠点の運用状況の検証等（新規）	年1回以上

## ■ 目標設定の考え方・目標達成のための方策

○令和5(2023)年度を目途に、地域生活支援拠点（多機能拠点整備型）の施設を高津区と麻生区に整備するとともに、未整備地域を中心に新たな整備について検討を進めます。

○地域生活支援拠点の機能充実のため、毎年、（仮称）地域生活支援拠点連絡会を開催し、運用状況の検証等を行い、今後の方向性等について検討します。

## 参考・国の指針

1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討

## 目標4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行及び就労定着を推進します。

### これまでの進捗状況

#### 【目標と実績】

項目	目標	実績	
		平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
①令和2(2020)年度の福祉施設から一般就労への移行者数	260人	262人	271人
②令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	797人	741人	765人
③令和2(2020)年度の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の率	30%	46.4%	50.0%
④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%		87.1%

#### 【目標設定の考え方】

- 目標①については、過去の実績を踏まえ、平成28(2016)年度の実績217人の1.2倍として、260人と設定しました。(市内事業所の市外利用者を含む)
- 目標②については、国の指針と過去の実績を踏まえ、平成28(2016)年度末の実績664人の1.2倍として、797人と設定しました。(市内就労移行支援事業所の市外利用者を含む)
- 目標③については、精神障害者を中心とした体調管理に課題がある方や中等度以上の知的障害者が増えていることから、就労までに時間がかかる方の割合が増加しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれるため、平成28(2016)年度の実績を維持することとしました。
- 目標④については、国の指針と同様の水準で設定しました。

#### 【進捗状況】

- 目標①、③については、目標値を上回りました。
- 目標②については、実績値は年々増加していますが、目標値を下回りました。  
理由としては、精神障害者を中心に体調管理に課題がある方が増えるなど、継続的な事業所の利用が困難な方が増えていることや、就労移行支援事業の周知が十分ではないことなどが考えられます
- 目標④については、平成30(2018)年度に新設された事業のため令和元(2019)年度からの実績となりますが、目標値を上回りました。

## 令和5(2023)年度までの目標

## ■目標

	項目	目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	320人
②	就労移行支援事業の一般就労への移行者数(新規)	276人
③	就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数(新規)	23人
④	就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数(新規)	21人
⑤	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する割合(新規)	70%
⑥	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合(新規)	70%

※全て令和5(2023)年度における目標値です。

## ■目標設定の考え方

- 目標①については、就労移行支援事業及び就労継続支援A型・B型事業の目標(目標②～④)を鑑み、令和元(2019)年度実績の1.18倍である320人と設定します。
- 目標②については、過去の就労移行支援事業の1事業所あたりの移行者数及び事業所数の実績などを踏まえ、令和元(2019)年度実績の1.18倍である276人と設定します。
- 目標③については、国の指針に準じて、令和元(2019)年度実績の1.26倍である23人と設定します。
- 目標④については、国の指針に準じて、令和元(2019)年度実績の1.23倍である21人と設定します。
- 目標⑤、⑥については、国の指針と同様の水準とします。

## 参考・国の指針

- 目標① 令和5(2023)年度における一般就労への移行者数を令和元(2019)年度実績の1.27倍以上
- 目標② 令和5(2023)年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数を令和元(2019)年度実績の1.3倍以上
- 目標③ 令和5(2023)年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数を令和元(2019)年度実績の1.26倍以上
- 目標④ 令和5(2023)年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数を令和元(2019)年度実績の1.23倍以上
- 目標⑤ 令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- 目標⑥ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

**目標達成のための方策**

- 企業における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所や地域就労援助センター等の就労支援機関により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- ハローワークが主催する障害者合同面接会の開催協力を行います。
- 地域就労援助センターや就労支援機関等のネットワーク体制を強化することにより、地域の就労支援力の向上に取り組みます。また、企業への就労や就労後の職場定着に向けて、効果的な支援を行えるよう、就労支援研修等を実施します。
- 週 20 時間以上働くことが難しい方を対象とした短時間就労に向けた支援を推進します。
- 就労定着支援事業所や地域就労援助センター等の就労支援機関による個別の職場定着支援を実施します。また、働いている方が体調や生活の自己管理に取り組めるよう「セルフケア」を重視した支援を推進します。
- 企業が障害のある従業員の特性を理解し、効果的なサポートや配慮の提供が行えるよう、企業応援センター及び地域就労援助センター等の就労支援機関において支援を進めます。

## 目標5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制を整備することで、子どもの育ちに合った切れ目のない支援体制を安定的に確保します。

### これまでの進捗状況

#### 【目標と実績】

項目	目標	実績	
		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
①保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数	4 か所	4 か所	4 か所
②令和 2 (2020) 年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の箇所数	6 か所	5 か所	5 か所
③令和 2 (2020) 年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数	8 か所	10 か所	9 か所
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	1 か所	1 か所

#### 【目標設定の考え方】

- 目標①については、市内4カ所に既に設置している児童発達支援センターである地域療育センターにおいて、保育所等訪問支援を含め、支援体制を強化することとしました。
- 目標②、③については、現在設置している重症心身障害児を支援する事業所を着実に運営するとともに、毎年度1か所ずつ増加することを見込み、目標を設定しました。
- 目標④については、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとしました。

#### 【進捗状況】

- 目標①～④について、概ね目標どおり進捗しています。

## 令和5(2023)年度までの目標

## ■目標

	項目	目標
①	保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数（令和5(2023)年度末）	4か所
②	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の箇所数（令和5(2023)年度末）	7か所
③	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数（令和5(2023)年度末）	11か所
④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所
⑤	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（新規）	13人

## ■目標設定の考え方・目標達成のための方策

○目標①については、児童発達支援センターである市内4か所の地域療育センターを地域における中核的な支援機関として、配慮を必要とする子どもに対し、本人及びその家族への支援を提供するとともに、保育所・幼稚園・特別支援学校等の関係機関と連携を図り、専門的知識に基づき保育所等訪問支援等の後方支援を行いながら、地域支援体制の強化を推進します。

○目標②、③については、既存の事業所数から2か所ずつ増加することを見込み、目標を設定します。今後は、重症心身障害児の支援を行う既存事業所の着実な運営を支援するとともに、医療的ケア児を含む重症心身障害児の実情や課題を踏まえ、重症心身障害児を支援する事業所の新規参入を促す手法等を検討します。

（参考）令和2(2020)年4月1日現在

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所：5か所

重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業：9か所

○目標④については、平成30(2018)年度に設置した「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療を担う関係団体及び医療的ケア児を支援する事業所等と本市関係部署とのネットワークを構築するとともに、地域の支援体制に関する課題や情報交換、地域の実情に応じた支援体制について協議していきます。

○目標⑤については、市内各地域療育センターをはじめ、医療的ケア児への支援を積極的に行っている児童発達支援事業所、在宅サポートセンター、総合リハビリテーション推進センターへの配置を検討することとし、目標を13人と設定します。

## 参考・国の指針

目標① 令和5(2023)年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

目標② 令和5(2023)年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保

目標③ 令和5(2023)年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



## 目標6 相談支援体制の充実・強化（新規）

障害のある方が、身近な地域で質の高い相談支援を受けられるよう、重層的な相談支援体制を整備します。

### 令和5(2023)年度までの目標

#### ■目標

	項目	目標
①	地域相談支援センターにおける相談件数	68,393 件
②	地域相談支援センター及び基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携回数	324 回
③	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援機関等に対する助言・後方支援件数	364 回
④	平成25年度以降の主任相談支援専門員（市独自）の資格取得者数（累計）	40 人

※全て令和5(2023)年度における目標値です。

#### ■目標設定の考え方

○目標①については、平成 29(2017)年4月～令和2(2020)年4月の障害者手帳所持者数の増加率(年平均 2.89%)を踏まえ、令和元(2019)年度の実績(61,027 件)から毎年 2.89%ずつ増加していくものと見込み、68,393 件と設定します。

○目標②については、地域相談支援センター及び基幹相談支援センターが地域の相談機関との連携を月1回ずつ実施すると見込み、324 回と設定します。

○目標③については、基幹相談支援センターが各区の相談支援機関等に対する助言・後方支援を週1回ずつ実施すると見込み、364 回と設定します。

○目標④については、平成 25(2013)年度に創設した主任相談支援専門員(市独自)の資格取得者数(令和元(2019)年度末時点で 32 人)が、令和2(2020)年度以降毎年度2人ずつ増加すると見込み、40 人と設定します。

○地域リハビリテーションセンターについては、令和3年度に南部リハビリテーションセンターを開設し、中・北部を含む全てのセンターにおいて、支援の対象者を年齢や障害の種別で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションを全市的に展開していきます。

そのため、「障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施」に関する目標については、令和3年度以降の新たな体制における各地域リハビリテーションセンターの取組状況を踏まえ、次期障害(児)福祉計画の策定時において設定します。

**参考・国の指針**

令和5(2023)年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

- ・障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化

**目標達成のための方策**

- 地域相談支援センターの地区担当制導入及び体制強化を図ることにより、身近な地域で相談しやすい体制の整備や、地域の相談機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- 地域相談支援センター及び基幹相談支援センターが総合的な相談支援に専念できるよう、障害福祉サービス利用者への相談支援のあり方を見直します。
- 基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援従事者に対する助言・指導・同行支援やストレングスモデルに基づくグループスーパービジョン(GSV)、相談支援従事者研修におけるファシリテーション等の人材育成の支援を実施します。
- 障害者福祉に関する豊富な知識や高度な相談支援技術を持ち、地域の相談支援従事者の人材育成の支援において主導的な役割を果たす主任相談支援専門員(市独自)の養成を進めます。
- 市地域自立支援協議会人材育成部会で作成した「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」に基づき、地域における相談支援従事者の人材育成に関する取組を実施します。
- 市地域自立支援協議会において、定期的に相談支援体制の検証・評価を実施します。

## 目標7 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

支給決定情報と請求情報の突合や事業者の届出情報等の確認による二次審査を実施するとともに、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加などにより、障害福祉サービス等の質の向上と障害福祉制度の適正な運営確保を図ります。

### 令和5（2023）年度までの目標

#### ■目標

	項目	目標
①	支給決定情報と請求情報の突合と事業者の届出情報等の確認による二次審査	全件実施
②	二次審査結果の情報共有	年1回以上
③	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施等	取組の推進
④	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加	年12回以上

#### ■目標設定の考え方・目標達成のための方策

- 目標①については、国民健康保険団体連合会における障害者自立支援審査支払等システム等による一次審査結果で警告が発生している請求内容に関し、市が導入しているシステムを用いて、支給決定内容と請求内容との整合性、算定回数、日数等に関する二次審査を全件実施し、不適正な請求は事業所に返戻し訂正を求めるなど、請求内容の適正化を図ります。
- 目標②については、二次審査で多く発生する警告内容の取りまとめと分析を行い、その内容を集団指導において事業所に周知するとともに、警告やエラーとなった請求内容について関係自治体との情報共有を図る場を年1回以上設けます。
- 目標③については、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査として、指定情報や介護給付費の請求情報等を踏まえ、丁寧に実地指導及び集団指導などを行い、指定基準違反や介護給付費等の不正・不当支給が疑われる事案に対しては監査を実施するなど、厳正に対処します。また、指導監査の結果を共有する体制づくりについて、関係自治体と連携し、意見交換しながら検討を進めます。
- 目標④については、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他研修の情報を円滑に提供するなど、職員の研修機会を確保するものとし、年12回以上の参加を目標として設定します。

参考・国の指針

令和5(2023)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、事業所や関係自治体等と共有
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有
- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他研修への市町村職員の参加